



## 連帯債務と連帯保証の異同



**渡辺 健寿** (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所  
弁護士

### 質問

1つの債権で債務者が複数いる場合について、「連帯債務」あるいは「連帯保証」という言葉をよく聞きますが、どのような違いがあるのでしょうか。

### 1 連帯債務

連帯債務とは、複数の債務者が債権者に対し、同一内容の可分給付（例えば金銭債権など、分割して実現することができる給付）をそれぞれ独立に全部の給付をなすべき債務であり、連帯債務者のうち一人が給付をすれば、他の債務者も債務を免れるものをいいます。民法上、「債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる」と規定されています（民法432条、以下条項は民法）。

連帯債務は契約などの意思表示や法律の規定によって成立します。

債権者は各連帯債務者に対し、全部の履行を請求することができますが、連帯債務者相互間には各自の負担すべき割合があるため、連帯債務者の一人が弁済をした場合には、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償請求をすることができます。

連帯債務者の一人による弁済や相殺により債権者が満足する形で債務が消滅する場合には、その効力は当然に他の連帯債務者に対しても効力が生じ、他の連帯債務者においてもその分の債務が消滅することになります。

しかし、上記以外の連帯債務者の一人について生じた事由は原則として他の連帯債務者に影響しないものとされています（440条）。

他方で、連帯債務であるという性質から、民法は一定の場合について、連帯債務者の一人について生じた事由が他の連帯債務者にも効力を生じるものとしています。

例えば、債権者が連帯債務者の一人に対し履行の請求をした場合、その効果は他の債務者に及びます（434条）。債権者としては、連帯債務者の一人に対し訴えを提起すれば履行の請求にあたり、時効を中断することができ、裁判が確定するまで他の債務者についても時効が中断することとなります。

また、連帯債務者の一人のために時効が完成し

たときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れるとされているため（439条）、連帯債務者の一人が時効を援用した場合、その連帯債務者の負担部分について、他の連帯債務者においても債務が消滅することになります。

## 2 連帯保証

保証とは、「主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う」ことをいい（446条1項）、保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担する保証を連帯保証といいます（458条）。

連帯保証は債権者と保証人の保証契約によって成立しますが、その契約は書面でなければ、効力が生じないとされています（446条2項）。

連帯保証の場合も、債権者は連帯保証人に対し、債務の全部を請求することができます。

同一の主たる債務を数人が共同で保証（連帯保証ではなく単なる保証）している場合、共同保証人間では頭数に応じて分割された保証債務を負担するのみであり、債権者は共同保証人のそれぞれに対して、主たる債務全額を共同保証人の頭数で分割された分ずつしか請求できません。これに対して、連帯保証の場合、連帯保証人各人が主たる債務全額を弁済する義務があるため、債権者は各連帯保証人に対し、主たる債務全額を請求することができます。

単なる保証の場合、主たる債務者について生じた事由については当然に保証人にも効果が及ぶものとされており、この点は連帯保証でも同様です。たとえば、主たる債務者に時効中断があった場合、主たる債務者との関係だけでなく、連帯保証人との関係でも時効が中断します（457条）。また、主たる債務者のために時効が完成すると、時効完成の効果は連帯保証人にも及びます。

単なる保証の場合、保証人による弁済など債権者が満足する形で債務が消滅する場合を除き、保証人について生じた事由は主たる債務者に効果が及ばないことが原則ですが、連帯保証は連帯債務に近い性質を有しているため、連帯債務の規定を連帯保証に準用する部分があります（458条）。

たとえば、債権者が連帯保証人に対して履行の請求をした場合には、主たる債務者に対しても履行の請求の効力が生じ、連帯保証人だけでなく主たる債務者の関係でも時効が中断することになります（458条、434条）。この点は、前述の連帯債務の場合と同様です。

他方で、主たる債務者と連帯保証人との関係では主たる債務者の負担部分が全部であり連帯保証人の負担部分がないことから、連帯保証人の一人のために時効が完成した場合であっても、主たる債務者に時効完成の効果が及ぶことはありません。

## 3 住宅ローンにおける連帯債務

一般には、債権者の立場からは主たる債務者との関係でのみ債権を管理すれば足りる連帯保証の方が利用しやすいものと考えられますが、他方で、連帯債務についても、夫婦による住宅ローンの借入れなどの場合によく利用されます。

住宅ローンの場合、連帯保証人はあくまで保証人であるため住宅ローン控除の適用を受けることはできませんが、連帯債務者は債務者であるためそれぞれが住宅ローン控除を受けることが可能です。

また、夫婦で住宅ローンを借入れ、建物を夫婦の共有にする場合、連帯保証人は主たる債務者が約定通りの返済を実行している限り自ら返済をすることがないため、自分の持分の分だけ主債務者から贈与を受けたとみなされ贈与税がかかるおそれがありますが、連帯債務であれば連帯債務者が持分に対応した債務を負担することにより贈与の問題は生じないことになります。